

日本科学者会議
京都支部ニュース

1月号 No. 503

2026年1月14日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel : 075-256-3132

E-mail : board@jsakyoto.sakura.ne.jp

URL : <https://jsakyoto.sakura.ne.jp/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448. 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・ · · · · 目次 · · · · ·

| | |
|---|----|
| ・新年のご挨拶（支部代表幹事 前田耕治） | 2 |
| ・『日本の科学者』読書会 12月例会：特集「洋上風力発電の課題」 | 3 |
| ・報告「治安維持法・京都学連事件100周年記念事業 12.13 シンポジウム」（清水民子） | 9 |
| ・支部主催・関連行事案内 | 10 |
| ・支部幹事会だより | 12 |

<2025年度会費の納入にご協力ください>

今年度会費の納入率は12月末現在、77.3%にとどまっています。11月に入って改めて会費納入をお願いして、約20人の方から振込がありましたので、財政状況はいくぶん改善されましたが、年度内の資金繰りにはまだ十分でありません。

37人の未納の方には、早急に今年度会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：4,200円）の納入にご協力くださるよう切にお願い申し上げます。11月に会誌を送付した際に同封した振込用紙を利用して送金をお願いいたします。過年度分の未納会費がある方は、振込用紙に記載の金額をあわせて納入いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

2026年 新年のご挨拶

支部代表幹事 前田耕治

新年、明けましておめでとうございます。京都支部幹事を代表してご挨拶申し上げます。本年も支部活動へのご協力のほど、よろしくお願ひいたします。年頭挨拶を兼ねていつものようになにか述べさせていただきます。

一昨年の総選挙に続いて昨年の参議院選挙でも与党は過半数を割り、国民の現状への不満が露わになりました。矛盾は自民党と公明党の連立解消にも現れましたが、自民党は日本維新の会と合流し政権与党としての延命を図り、高市新総理の米国空母上でのトランプ大統領とのパフォーマンスに象徴されたように、米国追随の軍拡路線を邁進しています。12月に成立した2025年度補正予算では、トランプ政権のご機嫌を伺うように、高市総理は防衛関連経費1.1兆円を組み込み、GDP比2%を2年も前倒して達成させました。財源の根拠も不明確なまま、補正予算で不要不急の防衛予算を積み増す以前に、消費税軽減や金権体質の改善など選挙で受けた審判を具体化するのが道理ではないかと思いますが、選挙敗北の反省の様子は全くうかがえません。ここまで少数与党の自民党が傍若無人に振る舞えるのも、結局国会内が憲法の平和主義に背を向けた翼賛体制になっており、大手マスコミの追求も甘くなっているからでしょう。

軍拡予算と並行して、防衛装備庁の研究予算も拡大し、慎重だった大学からの応募件数は2021年の12件から2025年は123件と飛躍的に増えており、軍産学複合体の形成が加速しています。2026年度概算要求では、防衛関連予算は9兆円を超える、文科省の要求額4.5兆円のほぼ倍となっています。京都の祝園はじめ全国各地のミサイル弾薬庫計画が進行し、高市総理の台湾有事発言と軌を一にして、軍事戦略や軍事研究体制は質量とともに変化しています。福島の原発事故やその後の被害継続も忘れたかのように、政府は原発回帰に突っ走っています。

そのような高市総理がノーベル平和賞に推薦したというトランプ大統領が驚くべき行動に出ました。新年1月3日未明に起きたトランプ政権によるベネズエラの空爆とマドゥロ大統領夫妻の拉致・連行です。昨年来、麻薬密輸を理由に民間人を大量に殺害し、ついには指導者まで暴力的に拘束するなど、法治国家とはいえない蛮行です。地下に埋蔵する大量の石油利権が目的ともいわれていますが、欲しいものは力で手に入れる帝国主義的ふるまいであり、ロシアのウクライナ侵略と何ら変わりません。ベネズエラのマドゥロ政権はノーベル平和賞を受賞したマチャド氏が民主化を求めて闘う独裁体制ではありますが、世界の流れは民族自決・独立であり、米国の裏庭とばかりに軍隊を出して干渉するのは時代に逆行しています。今年は奇しくもアメリカ独立記念150周年です。「生命、自由、幸福の追求」の建国精神を尊ぶアメリカ国民が支持することはないでしょう。

このような理性をともなわない日米の首脳陣は早晚退陣すると思いたいですが、無理や不道徳を生み出すのは根本的には経済や社会体制に問題があると考えるのが科学的な態度でしょう。その意味では、新年のもう一つの大きなニュースは、トランプ大統領を正面から批判するゾー

ラン・マムダニ氏のニューヨーク新市長就任でした。就任演説では、「私は民主社会主義者として選挙で選ばれた。民主社会主義者として政治を行う」と述べ、富裕層のための政治からの脱却を宣言しました。選挙中、マムダニ氏は相手陣営から「共産主義者だ」とアカ攻撃を受けたようです。「民主社会主義者」は労働者階級の代表ではないとされますが、高度に発展した資本主義社会で富裕層の独占的利益を許さないという態度は、必然的に一般市民、労働者の利益代表になったと思われます。マムダニ氏が選挙において、どのように富裕層の代表に勝利したかについてはこれから分析されていくでしょうが、アメリカの大都会で民主的な候補者が勝利したことには励まされますし、希望を抱かざるを得ません。

昨年は戦後 80 年、被曝 80 年でした。3 月には核兵器廃絶ネットワーク京都で日本被団協ノーベル平和賞受賞記念のシンポジウムを盛大に開催することができました。今年は、NPT 再検討会議と核兵器禁止条約再検討会議が開かれます。非核三原則をないがしろにする政府のもとで、被爆国日本が世界の反核平和勢力と連帯できるかどうかは大変重要です。JSA 京都支部も加わる同ネットワークでは、声明などを出しながら京都から核兵器廃絶の声を広げていく予定です。

日本科学者会議は昨年末、創立 60 周年を迎えました。私たち京都支部も 1966 年 3 月 5 日に立命館大学で結成されてから 60 周年を迎えます。先達が作った伝統を踏まえながら、科学的に社会や経済、政治を分析し、市民とともに考え活動する姿勢を貫きながら、日本と世界を進歩的に変えていくよう努めたいと存じます。本年はどうかよろしくお願ひいたします。

『日本の科学者』読書会 12 月例会（12/22）の報告：11 月号特集 「洋上風力発電の課題」

標記例会が 12 月 22 日（火）15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 4 名。11 月号の特集は洋上風力発電の課題をテーマに構成されており、読書会では特集論文から 3 編の論文について報告があった。

草島進一「洋上風力発電の持続可能な開発とは—世界の趨勢と日本の問題点」（報告：左近拓男）

本論文では、洋上風力発電における世界の趨勢と国会での議論を中心に紹介するとともに、今後のあり方について提言されている。日本政府が主導する洋上風力発電計画について、日本の特異な沿岸近接性から、風車騒音、生態系破壊、および住民参加の欠如といった重大な問題点があることを指摘されている。

国際的には、2023 年「第 28 回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）」では、再生可能エネルギーの発電容量を 2030 年までに世界全体で 3 倍に増加させる目標が採択された。G7 諸国は 2030 年までに洋上風力発電を 150 GW 拡大することに合意した。洋上風力発電は 1 GW の発電所を約 5 年で完成させることができがあり、建設費も原発と比較して低廉であるため、「安く、早く、気候危機を救う方策」として世界の趨勢となっている。日

本では、2030 年までに 10 GW、2040 年までに 30 ~ 45 GW の洋上風力発電導入目標を設定している。現在、10 MW を超える巨大洋上風力発電の計画が、北海道から青森、秋田、山形、新潟といった日本海側に多数存在する。

日本の風力発電の問題点として（1）離岸距離の短さ、（2）風車騒音、（3）渡り鳥への影響を挙げている。

（1）離岸距離が短すぎる

世界の洋上風力発電の標準的な離岸距離（岸から風車までの距離）が 22.2 km であるのに比較して、日本の洋上風力発電計画は、離岸距離が約 2km と圧倒的に沿岸に近接している点が大きな違いである。例えば、石狩湾海上風力発電では、国内で最も巨大な 8 MW 風車が 1.6 km 沖に 14 基建設されている。山形県遊佐沖で計画されている 15 MW 洋上風力の風車は高さ 260 m と、東京タワーの特別展望台を超える高さ。日本が計画している 2 km 離岸距離での建設が国際的な基準に照らして大きな隔たりがある。

（2）風車騒音による健康被害

環境省、2017 年 5 月 26 日付「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」：

風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。風車騒音は施設の規模や設置場所の風況によって異なり、聞こえ方も距離や地形、土地利用によって影響されるため、全国一律の値ではなく、「残留騒音 + 5 dB」という指針値を環境省は示している。風車先進国のはほとんどでは、デンマークで 40 dB、英国で 41 dB、ドイツで 43 dB など、上限規制値が定められている。これに対し、日本では「残留騒音 + 5 dB」のみで上限がないことが問題であると指摘している。

なお、JSA-Climate ACT の会議の中では、「一律の A 特性音圧レベル 35 dB とするので

なく、個々の設置場所に応じた調査と対応が必要」という意見があった。

（3）渡り鳥への影響

25 総学や院内集会で日本野鳥の会の浦達也氏は、欧米では絶対に回避すべき渡り鳥などのルートに平気で風車建設設計画を行う日本の問題を指摘した。そして、「日本海側の渡り鳥に配慮するには、10 MW 以上の風車なら 10 km の離岸距離は必要」との見解を示した。**風力発電決定プロセスの問題点**

（1）法定協議会：住民が計画内容を知り、意見を言える議論の場は「法定協議会」であるとされている。しかし、この協議会には、地域代表として地元首長と利害関係者としての漁業協同組合関係者しか参加できていない。説明側の山形県、資源エネルギー庁、環境省の担当者は、「これまで十分に説明し理解をいただいた」「諸外国と事情が違う」「騒音問題の科学的捉え方は様々だ」などとその場しのぎの苦しい答弁に終始し、住民の多くは全く納得できていなかった。これは、協議を重ねてはいても、肝心な住民とのリスクコミュニケーションができていなかったことを明確に示している。

（2）オーフス条約の批准をめぐって

「オーフス条約とは？」（グリーンアクセスプロジェクト）の解説 URL

<https://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/aarhus>
オーフスネットの橋高真佐美弁護士が、国際的に環境問題解決のための住民参加を規定するオーフス条約の意義と、現在の日本の洋上風力発電の計画策定プロセスの問題を論じた。注目すべきは「意思決定における公衆参加」であり、オーフス条約では「関心をもつ公衆」が参加できるとされている。「関心をもつ公衆」とは、環境についての意思決定により影響を受け、もしくは受けるおそれのある、または意思決定に利害関係を有する公衆をいう（2 条 5 項）。これによれば、日本野鳥の会や、風車騒音の被害を受けるおそれのある沿岸住民、市民は参加対象とされなければならない。これ

までの「再エネ海域利用法」では全く担保されていなかったと言える。

海洋空間計画 (MSP) とは、海運、軍事、海洋生態系、漁業、鳥類保護、風力発電可能地域を、あらゆる利害関係者が参画して策定するゾーニングであり、2010 年に法制化したデンマークが最初で、EU は海洋空間計画指令 (2014 年) で 2021 年までに全加盟国が策定している。ユネスコでも推奨されている計画であり、EU 諸国はオーフス条約に基づいて、あらゆる利害関係者が協議を進めている。沿岸部でも、沖合いに建設する海上風力発電に對して欧米でもアジアでも MSP が策定されている。環境大臣や外務大臣はオーフス条約を批准し、国策として市民の積極的な参加を推進する政策が必要であることを指摘された。「おわりに」では、1980 年代にスウェーデン環境 NGO ナチュラルステップのカール・ヘンリク・ロベール博士が 50 人の科学者と協議して定めた持続可能な社会に関する次の 4 原則を紹介されている。

- ①自然の中で地殻から掘り出した物質の濃度が増え続ける
- ②自然の中で人間社会が作り出した物質の濃度が増え続ける
- ③自然が乱獲や開発によってその物理的な基盤を損ない続けることがない（生物多様性の尊重）
- ④人々が満たそうとする基本的なニーズを妨げることをしない

原則④の「基本的ニーズ」とは、生命維持（食、住宅、仕事）、保護、愛情、理解、参加、レジヤー、創造、アイデンティティ、自由の 9 つである。再生可能エネルギーは①、②を満たすが、現在の日本の海上風力発電計画は③（鳥類への影響懸念、生態系影響）と④（沿岸住民への騒音被害、景観破壊）に反しているのではないかと指摘している。

この 4 原則を満たす持続可能な社会からバックキャストする、持続可能なフレームに沿

った再生可能エネルギー開発であるべき。オーフス条約を踏まえ、あらゆるステークホルダーが参画しての海洋空間計画 (MSP) の策定や法定協議、上限規制値を定めた上での騒音問題、野鳥や海洋哺乳類や魚類生態系、沿岸住民へのリスクコミュニケーションをしっかりと行うこと。10 MW 以上の風車であれば、諸外国に倣って、まずは 10 km 以上の離岸距離をとるべきである。そして、沿岸部がすぐに深くなる日本の海域では、これまで調査が十分とは言えない環境生態系や地震・津波リスクも踏まえ、何か問題が生じた場合には沖合いに出すことができ、移動可能な浮体式の海上風力発電を進めることができが望ましいというのが著者の意見である。

著者の仰るように、地域の理解がなければ再エネの導入拡大は進まない。再エネの推進は国策で行うべきだと思う。そのためには、国としてオーフス条約を批准し、MSP を実施する必要があると考える。

田鎖順太 「風車騒音による住民への健康影響に関する考察—科学的知見に基づく影響の評価」（報告：前田耕治）

海外の海上風力発電では、数十 km の湾岸距離が確保されているのに対して、日本の計画ではほとんどが概ね 5 km 程度であり、著者は海上風車による騒音の影響を分析している。

1 我が国の海上風力発電計画の現状 第 7 次エネルギー基本計画では、風力発電の割合を 2040 年までに約 40 GW まで引き上げるとしており、1 基 5 MW とすると風車基数 8000 基と見積もられた。計画数は陸上が多いが、海上の計画の方が大規模かつ国が主導していて、国が海域を指定する。現在、10 カ所の促進区域と 9 カ所の有望区域が指定されている。経産省の HP を見ると、促進区域には日本海側や長崎県が指定され、有望区域には北海道や千葉県が目立つ。

また、促進区域指定の法的根拠である再エネ海域利用法第8条を確認してみると、他の産業を妨げないような種々の条件が書かれているが、騒音その他の環境的要因は考慮されていない。

2 風車騒音に関する科学的知見と我が国の施策 著者は外国や日本の風車の規制の歴史を紹介している。「欧州環境騒音ガイドライン」(2018年)では、時間帯補正等価騒音レベル45dBで10%の住民が高度の不快感を訴えるとしている。しかし、「風車騒音による健康影響に関する科学的知見は限定的」とも述べている。

日本では、環境省の疫学調査2件(2012~2014年)と(2013~2015年)が行われ、風車による不眠症リスクの有意な上昇を生む、とくに騒音レベル41dB以上の群でリスクの有意な上昇するとされた。論文では、40dBは一般には静穏な環境だが、低い騒音レベルでも深刻な睡眠障害を生むのが風車騒音の特殊性であり、それは「卓越する低周波成分」が原因と述べている。

英国の作業部会(1996年)では、風力発電所の騒音規制値として絶対値ではなく、「暗騒音」との比較値(暗騒音+5dB)が適切とされた。その後、暗騒音の基準は多くの国で採用されたが、科学的裏付けは得られていないという。

日本の風車騒音の規制指針として2017年に定められた環境省指針の問題点を指摘している。その指針値は、「残留騒音(地域で定常に生じている騒音)+5dB」であるが、騒音の対象が就労中や通勤中の高レベル騒音(70dB以上)である。また、環境省指針では「風車騒音が直接的に健康影響を生じる可能性は低い」として、不快感や睡眠影響を除外している問題点を指摘した。世界保健機関憲章に従えば、睡眠障害も健康影響に含まれる。

3 風車騒音による影響のリスク評価

著者は風車騒音レベルLを風車自身や地域の特性から予測する式を次のように提案している。

$$L = (L_w - 20 \log_{10}r - 11) + \Delta L_{gr} - \Delta L_{atm}$$

L_w : 音源パワーレベル(dB)

r : 音源と受音点の距離(m)

ΔL_{gr} : 地表面効果(+6dB)

ΔL_{atm} : 大気吸収減衰

著者は、上記式を使って一列に並ぶ風車列からの距離と騒音レベルとの関係を見積もった。風車の基数が多いほど、騒音が及ぶ範囲が広くなり、30基の列では沿岸からの距離が4km必要とした。また、有望区域の北海道松前沖に計画される風車による影響範囲(不眠症リスク=40.5dB以上)を地図上に表した。同様に、北海道沿岸の計画区域について予測すると、約600人が不眠症になると推定した。

おわりに 予防原則の考え方の重要性を指摘した。すなわち、「科学的不確実性が存在する場合でも、その深刻な影響が科学的に示唆された段階で、重大な影響を回避することを原則として行動すべきである」。

<討論> 報告者からは、著者の考案した式はISOでも同様の式が使われていて独自の計算式ではないのではないかと述べられた。また、地表面効果は通常土地の起伏や建物による減衰効果として現れるが、著者がプラス効果としていることにも疑問が呈された。また、秋田に住んだことのある参加者からは、日本海の強風による種々の低周波騒音で不快な思いをしたとの経験が話された。また、通常騒音は場所によって異なるものであり、具体的な調査データの提示が必要であるとの意見も出された。

鈴木猛康「風力発電施設の設計における技術的課題」(報告:坂本宏)

著者は特定非営利活動法人防災推進機構に所属し、40年以上にわたる地震工学の研究者であるとともに構造物の耐震設計実務経験の

ある設計技術者である。「はじめに」の項では2025年5月2日に発生した秋田県の新屋浜風力発電所の事故についてのべ、崩壊した風車がドイツ製のものであり、また、当時の風速が遮断風速34m/sには達していなかったことから、次のように分析している。欧米で開発された風車を国内で使用する場合、強風時、地震時、津波、海底地滑りなど、我が国に適合させた設計・施工が必要である。本論文で我が国における風力発電の抱える技術的課題を明らかにする。

「1 風車の設計」では、まず我が国での風車の設計基準について見ていく。「(1)建築基準法」では、従来風車は建築基準法に基づいて設計施工されてきた。その耐震基準が、1978年宮城沖地震で多くの鉄筋コンクリート建造物が倒壊したことを受け変更され、1981年6月建築基準法改正に導入される。「震度5強程度の中規模自身では軽微な損傷、震度6強から7に達する程度の大規模地震でも倒壊は免れる」こと、すなわち崩れても崩壊させない(死者を出さない)設計法へ切り替えられる。特に60m以上の超高層建物については精緻なシミュレーション(非線形時刻歴地震応答解析)が義務化された。そこでは構造物の各部材に非線形特性が与えられている。弾性限界を超えて塑性領域まで変形させ、力を解除しても変形は残留する。そのような計算から地震後の各部材の耐力評価、部材の集合体である構造物の安全性の評価を行う。さらに2007年建築基準法改正において、高さが60mを超える工作物として風車も建築物と同様に「性能」によって基準を定めることとなった。特殊な構造・方法を用いた工作物や新しく開発された材料は高度な方法を用いて性能を評価する。

「(2) 建築基準法から電気事業法へ」では2014年3月「建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件の施工について(技術的助言)」による風

車の規制緩和について解説する。風力発電設備を建築基準法の工作物から除外し、電気事業法に規定する電気工作物と指定する。それにより60mを超える風車について建築基準法の超高層建物の認定が不要になった。再生可能エネルギーを普及拡大するための規制緩和の一環である。かわりに電気事業法に基づく安全審査の参考資料に資する認証制度である、日本海事協会によるウインドファーム認証ClassNKが施行された。そこでは風車の設計評価・型式試験・製造評価を満足することを認証する型式認証と、サイトの環境諸条件の評価、風車及び風車支持物の強度及び安全性が設計上担保されていることを確認するファーム認証が行われる。

「(3) 洋上風力のウインドファーム認証」では洋上風力発電所の認証について補足する。着床式洋上風力発電所については電気事業法の他、港湾法による規制も受ける。一般財団法人沿岸技術研究センター(CDIT)による適合性確認に合格する必要がある。一方、浮体式洋上風力発電設備については、特殊な構造または設備を有する船舶と定義され、タワー・浮体構造、係留設備は船舶安全法及び船舶安全法施行規則の規制を受ける。浮体式洋上風力発電設備技術基準への適合検査に加え、船舶安全法ではClassNKによる船級検査が必要である。

「2 風車の被害」では実際に風力発電所が受けた被害について述べる。まず「(1)強風による被害」では宮古島を2003年9月に襲った台風14号でハブ高さ最大46mの風車6基が、タワー転倒、タワー座屈、ナセル落下、ブレード破損・落下などの被害を受けた。風速60m/s、最大瞬間風速90m/sを観測している。他に、2013年3月12日の京都府太鼓山風力発電所、2018年8月23日の淡路市北淡震災記念公園風力発電設備の被害をあげる。そもそも風車は外部電源なしには運転できない。始動や非常停止、ブレードを風に向ける方向制御など

が必要で、強風の場合方向制御が出来ないと危険である。

「(2)地震による被害」では 2024 年 1 月 1 日の能登半島地震での被害について説明する。石川県志賀町の酒見風力発電所ではブレードが破断している。カーボンファイバーの脆性破壊によるものだが、同所は 2007 年 2 月操業であり新耐震設計法における超高層建物の性能設計が行われていない可能性がある。珠洲第 2 風力発電所でもブレードの座屈が見られた。こちらは 2008 年 12 月操業であり、新耐震設計法による可能性があるが、そこではブレードの脆性破壊が許容されている。風車は一定の加速度や風速を観測すると回転を停止し方向を制御するが、地震時にも台風時にも停電が発生しうる。停電に備えバックアップ電源の蓄電設備が不可欠である。

「3 洋上風車と地震」では洋上風力発電について見ていく。「(1)地震、津波に対する洋上風力の安全性」では次を指摘する。海外の技術による洋上風力発電施設では、その設計計算モデルの、日本の自然条件(地震、台風、落雷、地盤液状化など)への適合性の検証が必要だが、検証のための計算ソフトウェアがないことが問題視されている。また、着床式の風力発電施設の解析のための地盤定数が定まっておらず、耐震設計について再計算の必要性が指摘されている。陸上風力ですらその安全性が確保されているとは言ひがたい。さらに洋上風力となると技術面で課題が山積している。

「(2)日本海東縁部の洋上風力」では、日本海側の洋上風力への地震・津波対策の必要性が能登半島地震で示された。これまで日本海東縁部ではマグニチュード 7 後半の大地震が発生している。政府はそこに、再エネ海域利用法に基づき洋上風力発電建設の促進区域を指定している。しかし区域指定では地震や津波の影響は検討項目としていない。その地震空白域には浮体式洋上風力実証海域が在り、秋田県由利本荘市沖や山形県遊佐町には洋上風

力の開発計画がある。日本海東縁部では断層から陸までの距離が短いため、活断層での破壊から短時間で津波の襲来が予測される。そこに着床式も浮体式も建設されようとしている。津波で係留チェーンが強制的に引っ張られ、海底電力ケーブルにも大きな張力が発生し、さらには押し波による船舶等の衝突と、引き波による倒壊した家屋の瓦礫の衝突が懸念されている。

「(3)海底地すべりと洋上風力」では 2024 年 11 月開催の日本学術会議シンポジウム「海底地質災害と洋上風力開発」での議論を紹介している。洋上風力の持続可能な開発・運用のために、日本のような活動縁辺域では、急峻な海底地形や地震・台風の外力の強さ、海底の液状化、泥火山など、沿岸域での海底地質リスクを開発者が認識し、適切な計画の上で開発を実施する必要がある。欧州では北海の平均水深が 95m、大陸棚が水深 200m なのにに対し、日本は沿岸から急激に水深が深くなるなど海底地形がまったく異なる。また、台風・波浪もあれば地震・津波もある。着床式では波浪による海底液状化が発生し基礎が浚われる。基礎周辺を探石で囲う必要がある。浮体式ではアンカーが流され発電施設が漂流する恐れがあり、係留システムは海底地盤状況に応じた安定方式を設定する必要がある。海底地すべりなどの現象は研究が緒に就いたばかりである。

「おわりに」では、現在の日本の安全基準について「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」と「浮体式洋上風力発電施設技術基準安全ガイドライン」をあげ、これらが技術基準に適った設計・施工技術を開発しながら推進するとしていることに疑問を呈す。現段階で設計・施工技術は確立していないということであり、まず安全面を重視し、設計・施工技術の開発を完了させてから洋上風力事業を推進すべきであり、そうしなければ将来に禍根を残すと結んでいる。

【討論】 風力発電の開発にあたり技術が確

立しないまま建設が進んでいることに驚く。
企業任せにせず国が主導すべき点もあるのではないか。再生可能エネルギー源として重視

すべきで在り科学者会議内の検討の機会があってもよいのではないか。

報告「治安維持法・京都学連事件 100 周年記念事業 12.13 シンポジウム」逆流に抗して、自由を求めた青年たち 治安維持法国内適用第1号の「京都学連事件」100周年を問う (清水民子)

これまでにも支部ニュースで伝えてきたとおり、標記シンポジウムが 2025 年 12 月 13 日、立命館大学朱雀キャンパスで開催され、報告「大学自治の現在と学術会議の危機」を河音琢郎幹事が担当した。参加者 75 人。

治安維持法施行 100 年の今年は全国各地で記念行事が開催され、京都でも諸団体や実行委員会による集会があり、京都治安維持法研究会・編『レジスタンントの京都—治安維持法下の青春』(日本機関誌出版センター) も刊行されている。

そのなかで本シンポジウムは「国内適用第1号」となった「京都学連事件」—大学等の学生の社会科学研究会の全国組織の一斉弾圧に焦点をあて、当時の若者の運動をふりかえり、現在の学術情勢の危機を考える、とくに学生・院生層への働きかけに力を入れたいとの企画であった(実行委員会共同代表・成瀬龍夫氏あいさつ)。

青年層への誘いは届きにくく、参加者の多くは年配者であったが、会場校・立命館大学のゼミ院生の運営や機器活用への尽力には感謝したい。

基調報告として、勝村誠氏(立命館大学)は京都学連事件の時代背景、「学連」の結成と拡大の経過、治安維持法の成立事情、1925

年 12 月 1 日早朝の京都府警特高課による学生 33 人の検束(公訴できず、大学側=教授会、教授有志からの抗議や言論界・世論の批判に遭う)、翌 1926 年 1 月からの検挙(全国規模の「学連事件」=38 人起訴)、その後の被告たち(大半は運動にもどる)、大学・高等学校当局の委縮(学生の活動を制限・禁圧)、治安維持法による犠牲(検挙・送検件数を上回る検束・拘留、凄惨な拷問、社会的排除など)、当時の朝鮮・台湾・「満洲国」での国内よりも過酷な運用と日本敗戦後にも続いた治安体制、これらの記憶の再生と継承のための資料館、証言収集の必要とアートの力の活用、歴史教育への期待など、多岐にわたる論点を提示した。

報告 1 : 西田千津氏(奈良・長谷川テル顕彰の会)は奈良女子高等師範学校(現奈良女子大学)在学中に検挙され退学、エスペラント語学習からプロレタリア・エスペランチスト運動に参加し、中国人・劉仁と結婚して中国に渡り、日本軍兵士への反戦放送に携わった長谷川テル(1912~1947)とエスペランチスト反戦運動を紹介した。

報告 2 : 佐藤和夫氏(京都の民主運動史を語る会)は、学連事件の被告人の一人である淡徳三郎(1901~1977、京都帝大文学部

卒)が、1935年、フランスに渡り、現地の社会党系組合と共産党系組合の統一行動に人民戦線の祖型を見出し、通信記事を「改造」1941.4付録に掲載(即発禁)、戦後は京都府市政や国政選挙での統一候補擁立に尽力するなど、「人民戦線の『結節環』の探究者」であったと論じた。

報告3:広川禎秀氏(大阪市立大学名誉教授)は大阪商大(のち大阪市立大学、現大阪公立大学)で戦時下最末期のレジスタンスとして組織された「反ファシショの学生運動」(読書会、文化研究会、獄内闘争など)を「戦後の新しい時代を準備するたたかいで」であったと論じた。

報告4:河音琢郎氏(立命館大学)は学術会議解体問題に際し日本科学者会議京都支部

が開催した緊急シンポジウムを紹介し、大学の現状として立命館大学の「研究インテグリティマネジメント体制」と「研究倫理委員会」の役割(軍事研究を認めない姿勢で審査)を紹介、一方、先般の「学園憲章」改正の動きに見られた民主的プロセスの希薄化など課題の所在を指摘した。

討論では、「戦前大阪外語社研研究会」の活動紹介、奈良・滋賀・大阪の国賠同盟(治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟)の諸課題(賠償・謝罪・名誉回復)の指摘、大学の現状(学生のビラ配りへの介入など)についての発言等があった。

シンポジウムの記録は公刊される予定である。

支部主催・関連行事

1. 第9回京都支部幹事会(ZOOM)

日時:2026年1月20日(火)18:00~19:00

<https://us06web.zoom.us/j/82825816145?pwd=HPXVehPAIDfcDxYhVP8WVU1ZdjmxGN.1>

ミーティング ID: 828 2581 6145

パスコード: 108038

2. 不登校・ひきこもり研究会 合評会

伊田勝憲「登校拒否・不登校から問い合わせ直す 教員養成と採用の課題」(『日本の科学者』8月号)の合評会

指定討論者:谷口清氏(東京地区), 安井勝氏

日時:2026年1月18日(日)13:30~16:00

場所:立命館大学朱雀キャンパス

ZOOM参加可能 アドレス等は改めて連絡します。

不登校・ひきこもり問題に関心のある皆さまの参加をお待ちしています。

連絡先 田中義和 tnkyskz@gmail.com

3. 京都支部2月読書会(ZOOM)

日時:2月17日(火) 15:30~17:30

『日本の科学者』2025年12月号「主権者を育てる」特集論文執筆者が出席・解説

<https://us06web.zoom.us/j/86384621288?pwd=aRKx4gKi5YF6smbnkdqqa1L1mCcDaC.1>

ミーティング ID: 863 8462 1288

パスコード: 858641

4. 2026 バイバイ原発きようとプレ講演会

大島堅一氏(龍谷大教授)「脱原発の社会へ」

日時:2026年1月24日(土)14:00～16:00(開場13:30)

場所:龍谷大学深草キャンパス・慧光館 1 階 102 教室

(京阪「龍谷大前深草」から徒歩6分, 地下鉄「くいな橋」から徒歩12分)

参加費:資料代500円(申込不要)

共催:バイバイ原発きようと実行委員会, 京都府保険医協会, 京都府歯科保険医協会

講演会チラシ ←(地図, 問い合わせ先等)

5. JCRRRA準備会講演・学習会(第2回)

「福島の現状と課題」

講師 飛田晋秀氏(写真家)

日時:2026年1月15日(木)午後7時30分から9時

ご質問他 担当 山田(gakushu2@jrrra.org)まで

申し込み先: <https://x.gd/l9YDd> (Googleフォーム) 参加費無料

日本放射線リスク評価委員会(JCRRRA, 仮称) 設立総会を2月22日に迎えて学習会を開きます。今回は福島県三春町に住み続け、福島 原発事故後の福島を見つめ、カメラに収め、

放射線量を測定し、じっと変わりゆく福島を見守ってきた飛田氏に福島の現状と問題点について話していただきます。それを基に当会の課題について参加者全員で議論したいと思います。

特に、飛田氏の報告に加えて、質疑討論で、それぞれの立場からの現状報告に関する発言を歓迎します。現状報告や取り組むべき課題や日頃気になることなど発言を希望される方は気楽に、事務局担当(gakushu2@jrrra.org)までお知らせください。

6. JSA60周年記念シンポジウム(ハイブリッド開催)

テーマ:避戦と人権安全保障—戦争を回避するための方策を問う—

<https://jsa.gr.jp/d/jsa60/symposium>

日時:2026年2月22日(日)13:30-17:00

場所:中央大学茗荷谷キャンパス(B1C16教室 丸ノ内線茗荷谷駅下車1分)+オンライン

講演 ○山極寿一 総合地球環境学研究所長、前京都大学総長「暴力の由来とその解決策について」

○加藤陽子 東京大学教授「近代日本の歩みの中に戦争を位置づける」

○志田陽子 武蔵野美術大学教授 「『安全保障』の氾濫と人間の生存保障—日本の地経学的課題と平和的生存」

参加費 無料

オンライン参加の場合は、 <https://jsa.gr.jp/d/jsa60/symposium> にて、事前申し込みをお願いします。

JSA60周年記念祝賀会

日時:2026年2月22日(日)18:00-20:00

場所:茗渓館中ホール

(4F 新泉・筑波 東京メトロ茗荷谷駅出口2 徒歩1分)

参加費:1万円 定員:70名

12月20日参加申し込み開始(先着順) 下記のWebまたはメールでお申し込みください。

申し込み:webサイト <https://jsa.gr.jp/d/jsa60/party>

メール宛先 mail@jsa.gr.jp

7. 日本放射線リスク評価委員会(仮称)設立総会&祝賀会

開催日時:2月22日(日)13:30-19:30

開催場所:神戸大学深江キャンパス・学術交流棟(梅木Yホール)

開催形式:対面およびオンライン形式(ハイブリッド開催)

参加対象者:JCRRRA準備会会員および設立総会オブザーバー参加事前登録者

参加費:記念講演会・総会は無料. 祝賀会のみ1000円(会場にて支払い)

<プログラム>

第1部 記念講演会(13:30-15:00)

(1) 山内知也(神戸大学大学院海事科学研究科教授)

「ECRR(欧洲放射線リスク委員会)から何を引き継ぐべきか」

(2) 高橋博子(奈良大学文学部教授)

「核のフォールアウト過小評価の歴史的背景:広島・長崎・核実験・原発事故」

(3) 森松明希子(原発賠償関西訴訟 原告団代表)

「だれの子どもも被ばくさせない ~「被ばくからの自由」と「避難の権利」~」

(4) 矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)

「なぜ今“科学的で人権を守れる”放射線被曝評価体系が必要か?」

(休憩)

第2部 総会(15:30-17:30) (準備委員会会員以外はオブザーバー参加)

(1) 設立趣意・規約に関する討議と決定

(2) 小委員会および事務局体制に関する討議と決定

(3) 2026年度活動方針など

3部 設立祝賀会(18:00-19:30)

エントランスホールにて乾杯と意見交換・歓談(おつまみと飲み物程度の立食)

★JCRRRA設立参加登録はこちらから(受付期限:2026年2月16日)

<https://x.gd/unuBg> ← 会場参加, オンライン参加どちらも申し込みます.

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況(1月1日現在)

| | |
|------------|--------------|
| 一般会員 | 144 |
| 特別会費会員: | 4 |
| 家族割り特別会費会員 | 2 |
| 若手会員: | 13 |
| 【会員合計】 | 163 人 読者: 3人 |

2. 会費納入状況(1月1日現在)

一般 114/144 特別1/4 家族2/2 若手9/13

※ 前納の会員8人(すべて一般)を含む.

3. 2025年12月決算

| 2025年度累計 | | 2025年12月決算 | |
|----------|------------|------------|------------|
| 収入累計 | 1,777,571円 | 12月収入合計 | 205,975円 |
| 支出累計 | 1,589,119円 | 12月支出合計 | 318,195円 |
| 収支累計 | 188,452円 | 12月分収支 | △ 112,220円 |
| 前年度繰越金 | 173,345円 | 前月繰越金 | 474,017円 |
| 12月末残高 | 361,797円 | 12月末残高 | 361,797円 |